



DEPARTMENT OF THE NAVY  
COMMANDER US NAVAL FORCES JAPAN  
COMMANDER NAVY REGION JAPAN  
PSC 473 BOX 12  
FPO AP 96349-0001

5000  
Ser N00/1158  
2021年6月22日

メモランダム

発信者: 在日米海軍司令部  
受信者: 配布閲覧用

件名: 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関わる休暇・勤務時間外行動  
(リバティ) 方針 アップデート 4

参考資料: (a) COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser N00/858 (2021年4月26日付)  
(b) COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser N00/0516 (2021年6月16日付け)  
(c) NAVADMIN 073/21  
(d) COMPACFLT GENADMIN DTG 280235 (2021年5月付)  
(e) OSD Memo (2021年4月12日付)  
(f) COMUSFJ Force Public Health Order 21-002 FRAGO 004 (2021年6月14日付)  
(g) COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser N00/0920 (2021年4月30日付)

別紙資料: (1) COMPACFLT COVID Leave-Liberty Risk Assessment Tool

1. 参考資料(a)は取り消され、当文書の内容が優先される。参考資料(a)の配布は停止すること。
2. 我々は以下の対応策および予防策を継続する:
  - a. 確実な予防隔離、医療隔離、検査能力の保有と実行および徹底した濃厚接触者の追跡
  - b. 必要に応じて COVID-19 陽性者を受け入れ国医療施設へ搬送する能力の維持
  - c. 対象となる全員にワクチン接種
3. 新型コロナウイルス感染予防対策を効果的にするには、チーム一人ひとりが健康保護の根本的原則を常時維持することが不可欠である。下記の対策を取ることが必須である:
  - a. 最大限可能な限り物理的な距離を保つ
  - b. 顔を覆う布やマスクの着用
  - c. 手洗いや手指消毒液の有効的な使用
  - d. 咳やくしゃみをする際のマナー
  - e. 顔を触らない
  - f. 握手をしない
  - g. 共有使用するものを定期的に拭く
  - h. 体調が悪い時は自宅待機し、かかりつけ医師や医療機関に連絡し判断を仰ぐ
4. さらに組織の責任と規律を実践継続することは部隊の義務である。下記のツール、要件、権限は現在も有効である:
  - a. 従業員の毎日の健康確認の実施
  - b. 移動制限 (ROM) 要件の継続実施

Subj: COVID-19 LEAVE AND LIBERTY POLICY UPDATE 3

- c. 在日米軍による ROM 後の検査要件の継続実施
- d. 日米軍による予防隔離後の検査要件の継続実施

5. 休暇は下記の条件および承認の下、許可される

a. 休暇：参考資料 (c) および (d) に基づき、休暇（緊急時における休暇を含む）の承認権限は部隊の司令官、指揮官、担当士官もしくは同等の米国民間人（支部長、部長など）以上の権限保有者に委譲されている。承認権限者は参考資料 (e) に基づき、添付資料 (1) を使用しローカルエリア外での休暇および旅行申請を評価しリスク査定を行わなければならない。DoD COVID-19 Travel Information App (<https://covid-status.data.mil>) は、リスク情報に基づいて休暇の承認を決定し、個人が休暇から戻ったときに適切な緩和措置を実施するのに役立つツールを提供する。

b. 日本都道府県状況 (Japan Prefecture Status) 上で「赤」で示されている地域での現役軍人の休暇は例外 (ETP) 申請が許可されている場合を除き、禁ずる。休暇が承認された米国民間人が日本都道府県状況地図上の「赤」エリアへ旅行する場合、基地施設立入要件が適応され基地への入門が拒否される可能性がある。日本都道府県状況は毎週水曜日に更新され週によって状況が変化する。旅行前に状況が変更されることもあるため、全ての従業員には最大限の柔軟性を確保するために払い戻し可能な航空券や予約を利用することが推奨される。「黄」もしくは「緑」エリアでの休暇のために「赤」エリアを通過することは、旅行者が最も直接的な交通手段を利用する場合、許可されている。可能な限り「赤」エリアでの乗継もしくは乗継ぎのための滞在は避けること。

最新の日本都道府県状況は下記のリンクを公式アカウントから参照することができる：

- <https://c4isuite.atfp.cnic.navy.mil/collaboration/Coronavirus/NRJ/0.%20CNFJ-CNRJ/Japan%20Prefecture%20Status.jpg>
- <https://g2.cnic.navy.mil/tscnrj/N3/N37/default.aspx?activeTab=Japan%20Map>;

全ての人員（軍人および米国民間人）はグーグルマップに反映された都道府県情報を下記のリンクにて参照できる：

- <https://www.google.com/maps/d/edit?mid=1niEn2uoNN8LMF03p481s0nFFCaG1nuFf&usp=sharng>

c. 日本都道府県状況地図の「赤」エリアへの休暇に関する例外 (ETP) 申請は、人道的な理由または特別な事情がある場合に限り考慮される。ETP の申請は休暇開始日の 7 日前までに下記のメールアドレスへ全ての申請を行う。[M-YO-CNRJ-ROM-ETP-WAIVER@FE.NAVY.MIL](mailto:M-YO-CNRJ-ROM-ETP-WAIVER@FE.NAVY.MIL) ETP 申請には、旅行者情報（全ての旅行者を含む）、申請の正当性、感染リスク軽減計画、承認された別紙資料 (1)、部隊からの承認書類を添付すること。

d. 在日米軍の管轄区内に配属されたメンバーの米国への休暇渡航に関しては、参考資料 (d) から (f) に従い、業務外渡航（例：政府資金もしくは個人資金かを問わず休暇）の場合、訪問予定の国防総省の州/ローカル施設での該当する ROM 要件に従わなければならない。また、軍人は以下も項目にも従わなければならない：

(1) 軍人は発熱など COVID-19 の症状が出ていないか自己観察すること。渡航者が何らかの症状に気付いた際には、直ちに自己隔離を行い、指揮系統に従って上官に報告し医師の診察を受けなければならない。基地施設、CDC、州もしくは地元のガイダンスで必要とされていない場合でも軍人は常にマスク

Subj: COVID-19 LEAVE AND LIBERTY POLICY UPDATE 3

の着用や適切な社会的距離の取り方など状況に応じた適切な COVID 感染リスクの軽減策を適応すべきである。

(2) 日本国外での休暇から戻った際には、14 日間の ROM を行い、参考資料 (f) および (g) で必須とされる検査を行わなければならない。日本国外での休暇を承認する前に参考資料 (f) の要件がすべて満たされていることを検証し確実にすることは、部隊における休暇承認権限者の責任である。

6. 日本国内でのリバティは下記の条件と許可の下、認められる：

a. 各基地司令官は地元の状況を鑑み、毎週リバティエリアおよび許可される行動を公布する。長期配属または一時的に配属されている全ての者は各基地のリバティガイダンスに従うこと。

b. 各基地司令官は「日本都道府県状況」地図に「赤」指定されているエリアや都道府県でのリバティを承認してはならない。ただし、基地司令官が安全と判断した当該軍施設が所在する県や直接隣接する県が「赤」の場合は例外とする。個別の E T P に関しては、引き続き各基地司令官が承認権限者とする。

7. 米海軍施設に居住、駐留、配属されている全ての S O F A 人員はローカル軍施設のリバティ要件に従わなければならない。米海軍施設以外に所在する部隊を含む全ての米海軍部隊は休暇に関して当文書に従うこと。

8. 米海軍施設に居住、駐留、配属されていない全ての米海軍 S O F A 人員は休暇およびリバティに関して当文書の規定を遵守しなければならない。

9. このメモランダムに記載されているガイダンスは在日米海軍施設および米海軍部隊に関係する全ての S O F A メンバーに適用される。米海軍施設で勤務する日本人従業員 (MLC および IHA) は最大限可能な範囲でこのガイダンスに従うことが推奨される。在日米海軍施設に立入を望み、このガイダンスに従わない者はその施設への立入拒否および立入禁止の対象となる場合がある。

10. これらの要件を満たすために、個人が責任を全うすることを部隊指揮官がいかに重要視すべきかを強調したい。軍人による違反は統一軍法典第 92 条に基づき一般命令の違反として処罰の対象となる。米国民間人による違反は管理処分 (基地への立入禁止、赴任期間短縮) もしくは懲戒処分になる場合もある。扶養家族による違反は管理処分になることもある。これらの対策に違反する私的な行動は他の部隊や家族を危険にさらすだけでなく、結果的により厳しい H P C O N へと後退させる可能性もある。

B. P. フォート

配布先：

CFAY, CFAO, CFAS, NAFA, NAFM, 全てのテナント部隊、日本における海軍所属する全ての者